

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年 1 月16日
【計算期間】	第 3 期（自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日）
【ファンド名】	DWS ロシア・欧州新興国株投信
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号 山王パークタワー
【電話番号】	03(5156)5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、DWS ロシア・欧州新興国株投信・マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

②信託金の限度額

4,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF MR F E T F	インデックス型 特殊型
	海外	債券		
追加型投信	内外	不動産投信 その他資産() 資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義について>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「海外」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「株式」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
--------	------	--------	------	-------	----------	-----

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性() 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型		グローバル				ブル・ベア型
	年1回	日本			日経225	
	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり ()		条件付 運用型
	年4回	欧州				
	年6回 (隔月)	アジア			TOPIX	ロング・ ショート型 ?絶対収益 追求型
	年12回 (毎月)	オセアニア				
	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
	その他 ()	アフリカ			その他 ()	その他 ()
		中近東 (中東)				
		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分の定義について>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド（投資信託証券）を通じて実質的に株式に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「株式」に分類されます。
2. 「決算頻度」の区分のうち、「年1回」とは、目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象地域」の区分のうち、「欧州」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
4. 「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

④ファンドの特色（以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。）

1. 高い経済成長が期待されているロシア・欧州新興国（トルコ・ポーランド・ハンガリー・チェコ）を主要投資対象国とし、それらの国々の高成長を捉えた運用の実現を目指します。

？ロシア

①世界有数の資源大国として、エネルギー需要拡大の恩恵を享受しています。

②1998年の金融危機を克服し、経済環境は改善傾向にあります。

？欧州新興国

①EU（欧州連合）加盟や低賃金で質の高い労働力を背景に、外国からの直接投資が拡大しています。

②ユーロ導入を目指した経済運営は投資環境の改善や市場の信任の向上をもたらすと考えられます。

③トルコは2020年には欧州最大の人口を擁する見通しであり※、個人消費の拡大を中心とした経済成長が期待されます。 ※ 総務省統計局 世界の統計2008

・ロシア・欧州新興国（トルコ・ポーランド・ハンガリー・チェコ）を、以下総称して「主要投資対象国」といいます。

- ・主要投資対象国に加え、ウクライナ、エストニア、オーストリア、カザフスタン、グルジア、スロバキア、ブルガリア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア（以下総称して「その他投資対象国」ということがあります。）にも投資する場合があります。

（2008年11月末現在）

上記の多種多様な魅力を備えた国々を一つのファンドでカバーします。

＝ ロシア株式への投資にあたっての留意点 ＝

ロシア株式への直接投資にあたっては、決済用口座として、有価証券を保護預りする保管機関に証券口座（以下「メインアカウント」といいます。）を開設する必要があります。メインアカウントの開設に際しては、ロシアの法規制により、法人格を有する者のみ開設可能という条件があり、ファンド名義での口座開設ができません。したがって、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社名義でメインアカウントを開設し、当ファンド名義の保護預り口座をメインアカウントの下に開設します。また下記の事項について制限等が課せられますのでご留意下さい。なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、当ファンドの関係法人であるりそな信託銀行株式会社（受託会社）の再信託受託会社です。

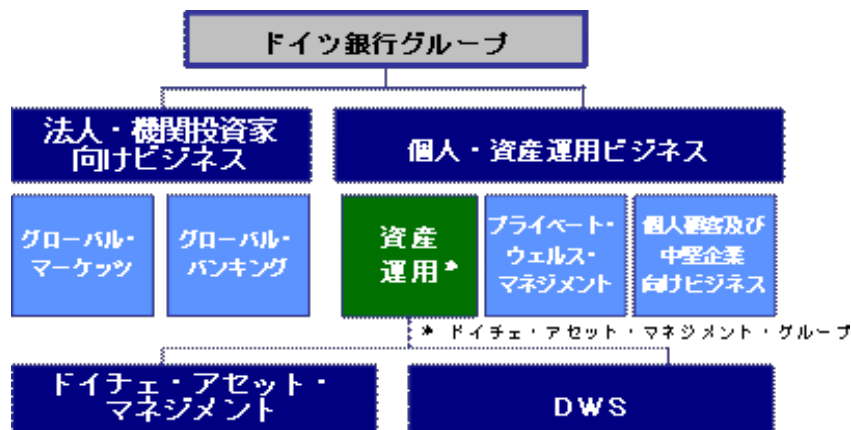
→石油等の資源株については、外国人保有株数制限が課されております。この制限は、メインアカウント単位で計算されますので、当ファンド単独では上限を超過していない場合でも、制限を受けることがあります。

→株券の発行が行われず、原則として株主名簿によって株主としての地位が確認されます。

→株式の売買において資金決済と証券決済を別々に行うため、決済の低い効率性が考えられます。

2. マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSに委託します。

？DWSは、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループのリテールビジネスを担うドイツ最大の投資信託会社グループです。その運用資産残高は、ドイツ首位を誇ります（下記「DWSの概要」をご参照下さい）。当ファンドは、委託会社が、DWSの一員であるディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ペー・ハーにマザーファンドの運用の委託を行う国内公募投資信託です。



（2008年11月末現在）

<DWSの概要>

？ 設立	： 1956年（昭和31年）	
？ 資本金	： 1.15億ユーロ	
？ 従業員 ^{※1}	： ドイツ国内 1,000人以上	グローバル ^{※2} 2,000人以上
？ 運用ファンド数 ^{※1}	： ヨーロッパ内 600本以上	グローバル ^{※3} 1,000本以上

？ 運用資産残高 : ドイツ国内 約1,398億ユーロ※1

グローバル 約2,570億ユーロ※4

？ 市場シェア※5 : 24.1%（ドイツ最大シェア）

※1 2008年9月末現在

※2 ドイツ国内を含む。

※3 ヨーロッパ内を含む。

※4 ドイツ国内を含む2008年6月末現在

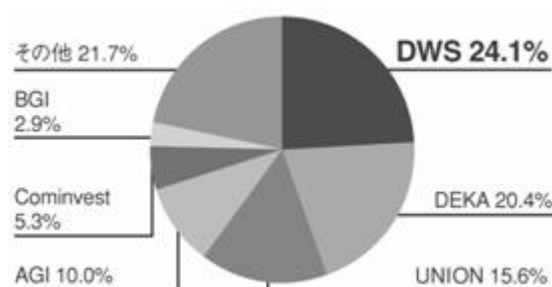
※5 DWSを含めたドイツ銀行グループの資産運用残高ベース（外国籍ファンドを含む）

2008年9月末現在、出所：ドイツ投資信託協会（BVI）

・上記設立、資本金はDWSの中核会社であるDWS Investment GmbHに関するものです。

・DWSは、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループのリテールビジネスを担う投資信託会社グループです。ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ペー・ハーは、DWSの一員です。

ドイツの投資信託運用会社 —運用資産残高でDWSが首位—



DWSを含めたドイツ銀行グループの資産運用残高ベース（外国籍ファンドを含む）

2008年9月末現在

出所：ドイツ投資信託協会(BVI)

？ DWS（ディー・ダブリュー・エス）とは、‘有価証券の専門家’を意味するドイツ語Die Wertpapier Spezialistenを略したものです。

<DWSの強み>

- 欧州はもとより、グローバルな調査拠点をもっています。
- 投資対象国の言語、制度、文化、習慣などに精通した専門家集団による運用
- 地域に根差した調査体制の優位性を活かした高い銘柄発掘能力
- 運用成果向上に不可欠な、各拠点間の良好なチームワークと緊密なコミュニケーション

3. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

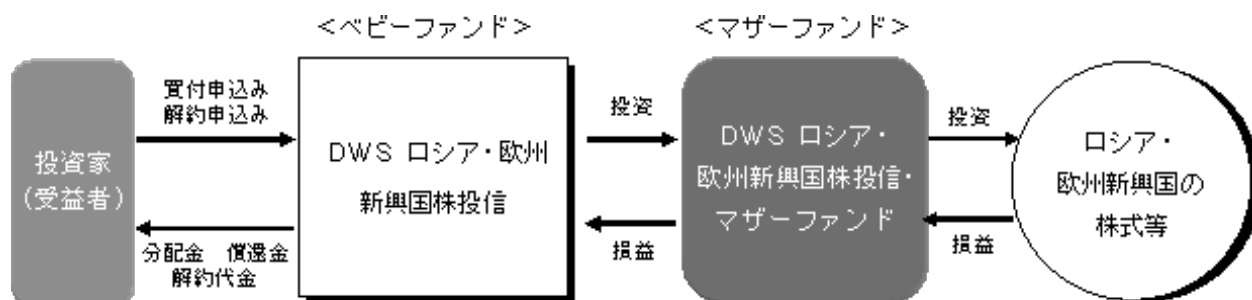
「実質外貨建資産」とは

ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドに属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。以下同じ。

4. ファミリーファンド方式で運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは

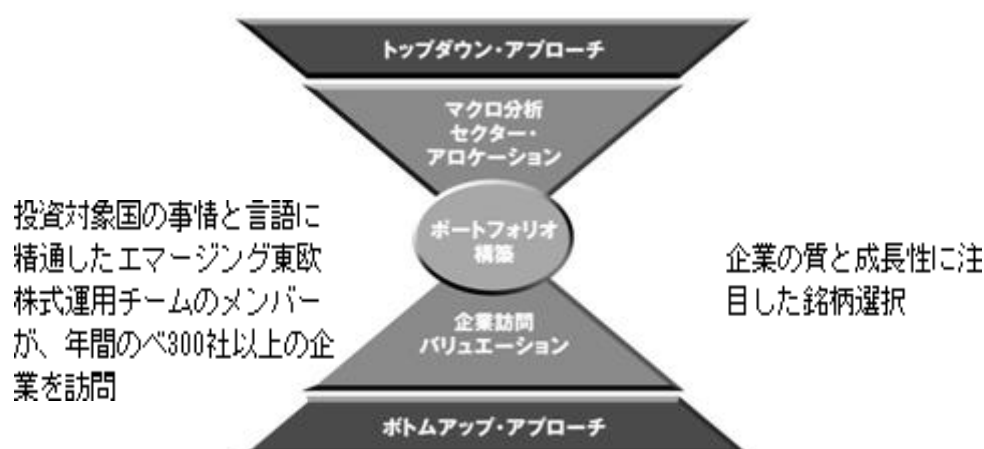
運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



＜具体的な投資プロセス＞

株式への投資にあたっては、収益性・成長性など総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

トップダウン・アプローチによる国別配分の決定及びボトムアップ・アプローチによる個別銘柄の選択を行い、ポートフォリオを構築します。



2008年11月末現在

- 綿密な企業調査に基づいたアクティブ運用を行います。
- 企業への取材などを通じて独自の視点で情報を収集・分析し、投資判断を行います。
- 個々の銘柄選択においては、企業の質と競争力に着目し、長期的な成長性を重視します。
- キャッシュフローに基づく利益率に注目し、継続的にバリエーションをモニターします。

（注1）投資プロセスはマザーファンドに関するものです。

（注2）上記は、本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

※ 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜参考指数について＞

MSCI EM ヨーロッパ 10/40（税引後配当込み 円換算ベース）※を参考指数とします。

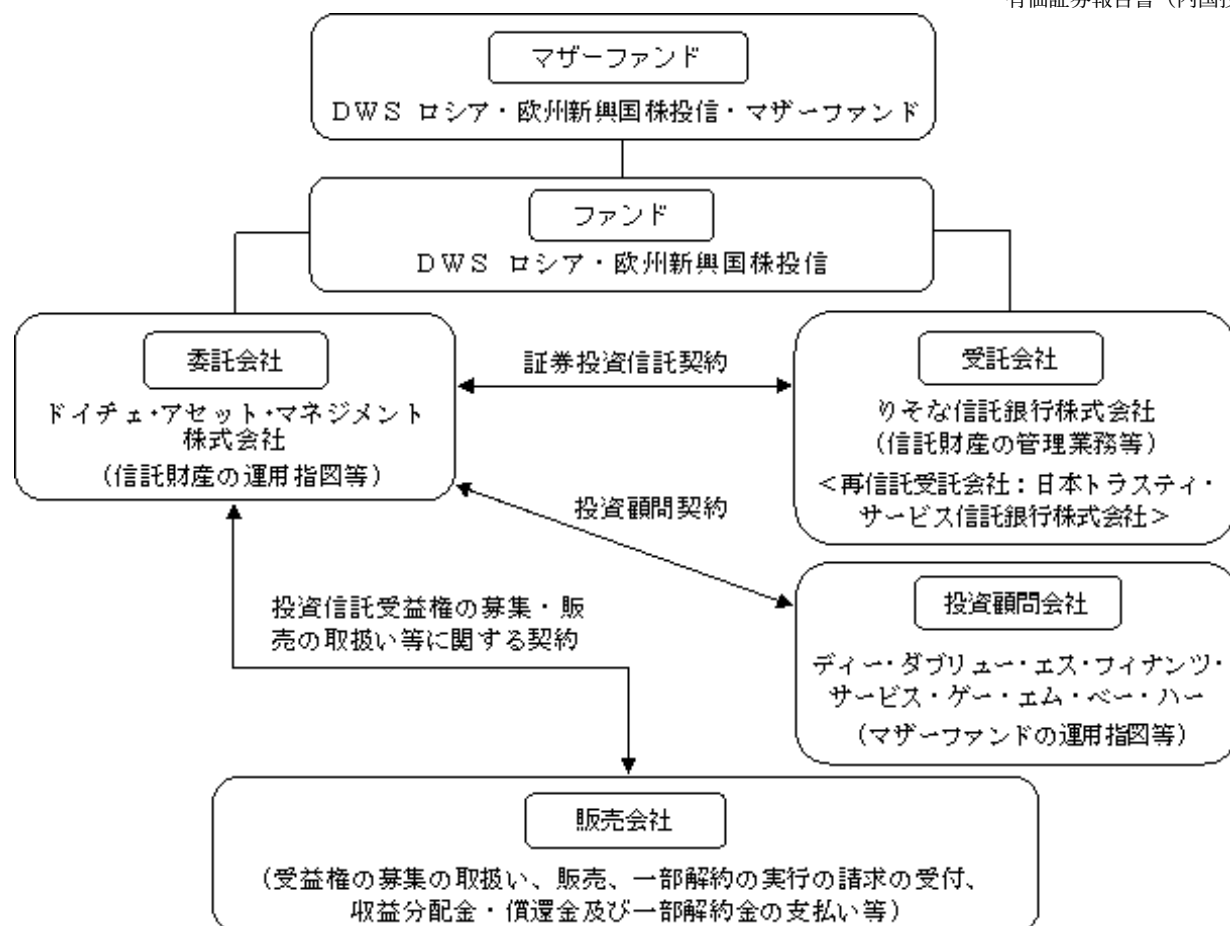
当ファンドは参考指数に対して一定の投資成果を上げることが目標とするものではなく、実際の運用成果は参考指数と乖離する場合があります。なお、参考指数は委託会社の判断により予告なく変更される場合があります。

※ MSCI EM ヨーロッパ 10/40（税引後配当込み 円換算ベース）は、MSCI EM ヨーロッパ 10/40（税引後配当込み ユーロベース）をもとに、委託会社が円換算しております。

MSCI EM ヨーロッパ10/40に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI インクに帰属します。また、MSCI インクは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

（2）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



②委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は以下の通りです。

1) ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

2) りそな信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

3) 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

4) ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ペー・ハー（「投資顧問会社」）

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図等を行います。なお、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

③委託会社の概況

(a) 資本金の額(2008年11月末日現在)

2,328百万円

(b) 沿革

1985年	モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立
1987年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得

- 1990年 ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジ
メント（株）に社名を変更
- 1995年 ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得
- 1996年 ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
- 1999年 バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメン
ト（株）に社名を変更
- 2002年 チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併
- 2005年 ドイチェ・アセット・マネジメン（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用サービス
業務を統合
資産運用部門は、ドイチェ・アセット・マネジメン（株）に一本化

(c) 大株主の状況(2008年11月末日現在)

名 称： ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド

住 所： シンガポール 048583 ワン ラフルズ クウェイ #12-08

所有株式： 46,560株

所有比率： 100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

②運用方法

(a) 投資対象

DWS ロシア・欧州新興国株投信・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

(b) 投資態度

- 1) 主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
- 2) マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 3) 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引、並びに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<マザーファンドの投資方針>

①基本方針

マザーファンドは、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

②運用方法

(a) 投資対象

- 1) チェコ、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ロシアのいずれかで上場または取引されている株式を主要投資対象とします。

2) 上記1) の主要投資対象国のほか、以下の国に投資する場合があります。

- イ. ウクライナ、エストニア、オーストリア、カザフスタン、グルジア、スロバキア、ブルガリア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア
- ロ. マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が、実質的に主要投資対象国及びその他投資対象国に該当すると判断する、主要投資対象国及びその他投資対象国以外の国。

3) 投資対象は主要投資対象国及びその他投資対象国のいずれかで上場または取引されている株式及び預託証券等とします。あるいは、生産、製造、販売、サービスの提供の大半が主要投資対象国及びその他投資対象国のいずれかで行われている企業の株式及び預託証券等とします。（生産、製造、販売、サービスの提供の大半が主要投資対象国及びその他投資対象国のいずれかで行われている企業の株式及び預託証券等の中には、米国、英国、スイス、アイルランド、ルクセンブルグ、ドイツ等で上場または取引されている株式及び預託証券等も含まれます。）

(b) 投資態度

- 1) 株式への投資にあたっては、収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。
- 2) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 3) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- 4) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②運用の指図範囲等

(a) 当ファンドにおいて投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とするDWS ロシア・欧州新興国株投信・マザーファンドの受益証券のほか、次に掲げるものとします。

- 1. 株券または新株引受権証券
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。下記16.において同じ。）で下記16.で定めるものの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で上記23.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書及び上記13.並びに上記19.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記6.までの証券並びに上記16.の証券及び上記13.並びに上記19.の証券または証書のうち上記2.から上記6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記14.及び上記15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(b) 委託会社は、信託金を、上記(a)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

(c) 上記(a)の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記(b)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<マザーファンドの投資対象>

①投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りま。

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②運用の指図範囲等

(a) 委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。下記16.において同じ。）で下記16.で定めるものの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で上記23.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書及び上記13.並びに上記19.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記6.までの証券並びに上記16.の証券及び上記13.並びに上記19.の証券または証書のうち上記2.から上記6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記14.及び上記15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(b) 委託会社は、信託金を、上記(a)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図するこ

とができます。

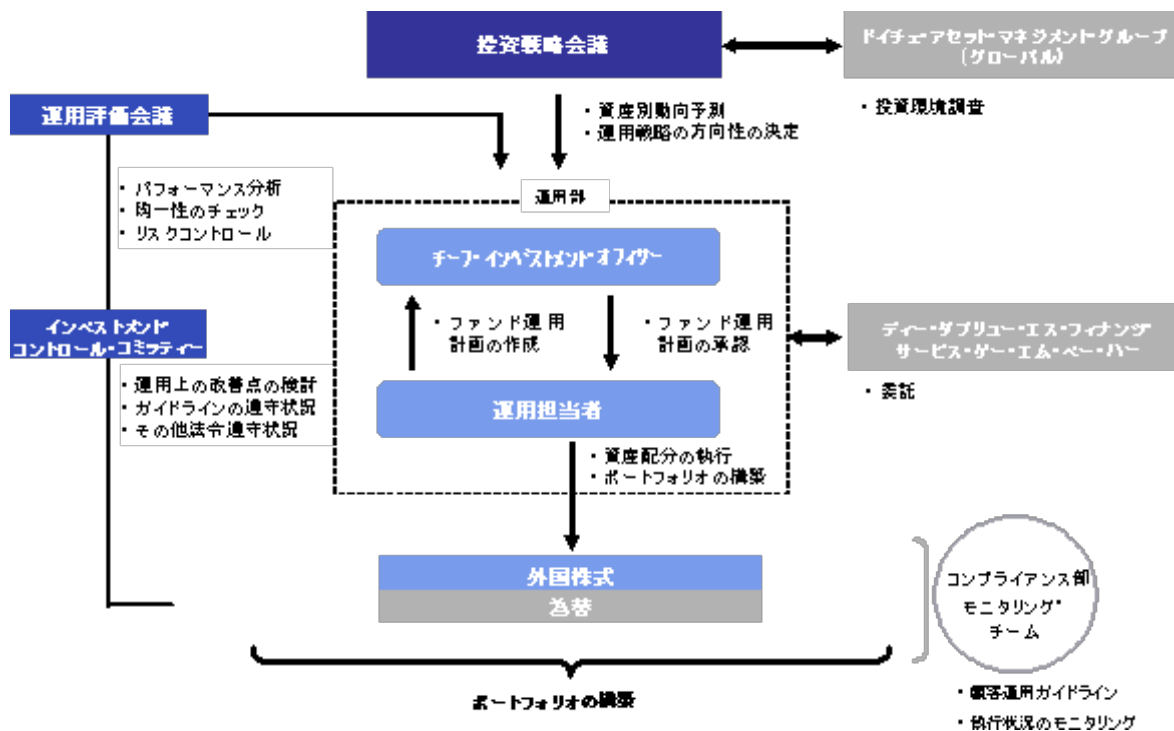
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの
- (c) 上記(a)の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記(b)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

①ファンドの運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

<運用体制>



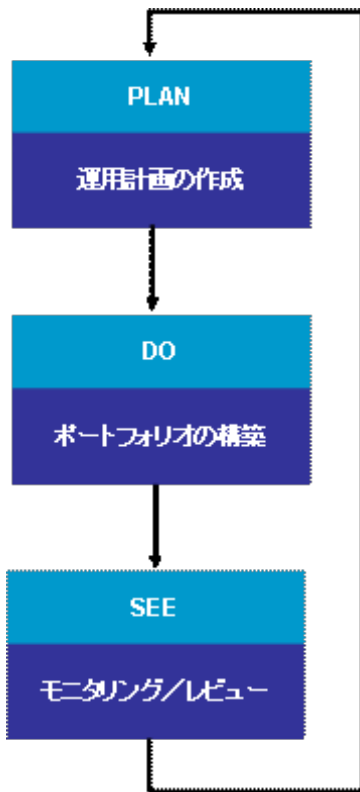
委託会社は、マザーファンドに係る運用指図に関する権限をディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハー（所在地：ドイツ フランクフルト）に委託します。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関は、投資戦略会議、インベストメント・コントロール・コミッティー、運用評価会議の3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

マザーファンドに係る運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問

などを通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

<運用の流れ>



- 運用計画の作成に当たっては、グローバルに展開する委託会社の海外拠点と情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての大きな運用方針を決定します。
- 運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがってファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。
- 承認された運用計画にしたがって、ポートフォリオの構築を行います。
- 運用業務管理等の社内規程に則り、ポートフォリオの管理を行います。
- 個々の投資判断については、必要に応じて、ディー・ダブルユー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ペー・ハーに所属する運用チームへ委託を行います。
- コンプライアンス部のモニタリング・チームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。
- 運用評価会議では、ファンドの運用成績を分析すると共に、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性などについてレビューを行います。

<内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織>

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した内部監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

<委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制>

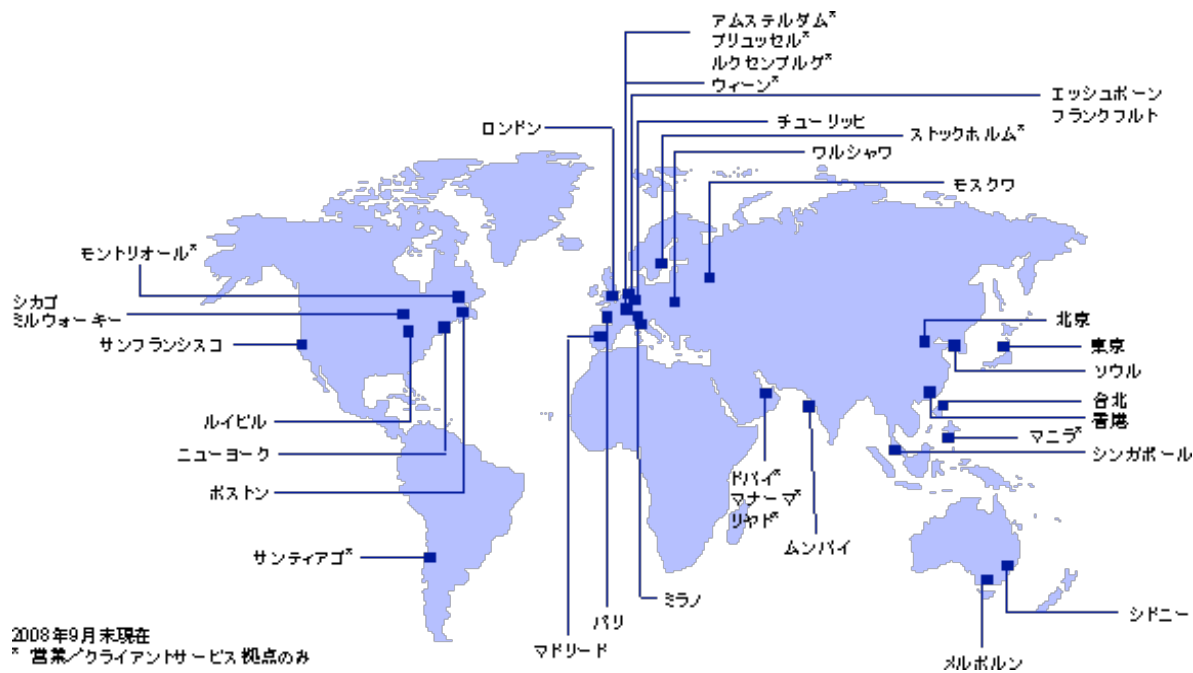
当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

マザーファンドの運用指図の委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき運用委託先を管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況含む。）及び内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点などが判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

②ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

ドイツ銀行グループの一員として、世界30都市以上の拠点で総勢960人を超えるファンド・マネジャー及びリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもと、グローバルな観点から調査・分析、運用

業務を推進しています。



（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

毎決算時（原則として毎年10月20日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（5）【投資制限】

<信託約款で定める投資制限>

① 株式への投資制限

株式への実質投資割合[※]には制限を設けません。

※ 実質投資割合とは、ファンドに属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

② 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

⑥投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。

⑦信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、
- b. 上記a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、
1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- c. 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとし、

⑧先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとし、（以下同じ。）
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに「（2）投資対象②運用の指図範囲等（b）」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに「(2) 投資対象 ②運用の指図範囲等 (b)」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに「(2) 投資対象 ②運用の指図範囲等 (b)」に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債及び組入外国貸付債権信託受益証券並びに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 上記c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

す。

- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩有価証券の貸付けの指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記 a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑫外国為替予約取引の指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- b. 上記 a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑬資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、当該有価証券等の解約代金及び当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- c. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<マザーファンドの信託約款で定める投資制限>

①株式への投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

②投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債並びに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑥投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。

⑦信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- c. 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

⑧先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに前記「（2）投資対象 ＜マザーファンドの投資対象＞ ②運用の指図範囲等（b）」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに前記「（2）投資対象＜マザーファンドの投資対象＞②運用の指図範囲等（b）」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに前記「（2）投資対象＜マザーファンドの投資対象＞②運用の指図範囲等（b）」に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債及び組入外国貸付債権信託受益証券並びに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩有価証券の貸付けの指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a.に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑫外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

<法令で定める投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa. の数がb. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

②デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式などの値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属することとなります。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

①株価変動リスク

当ファンドは主に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります（価格がゼロになることもあります。）。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②為替変動リスク

当ファンドは主に外国の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。外貨建資産の価格は、通常、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外貨建資産の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③カントリーリスク

発行国の政治、経済、社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、証券価格が大きく変動する可能性があります。またエマージング・マーケット（新興国市場）には、一般に先進諸国の証券市場に比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度（証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、並びに決済の低い効率性が考えられます。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・マーケットは先進諸国の証券市場に比べカントリーリスクが高くなり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、当ファンドの基準価額の下落要因のひとつになります。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥ファンドの資金流出に伴うリスク

当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

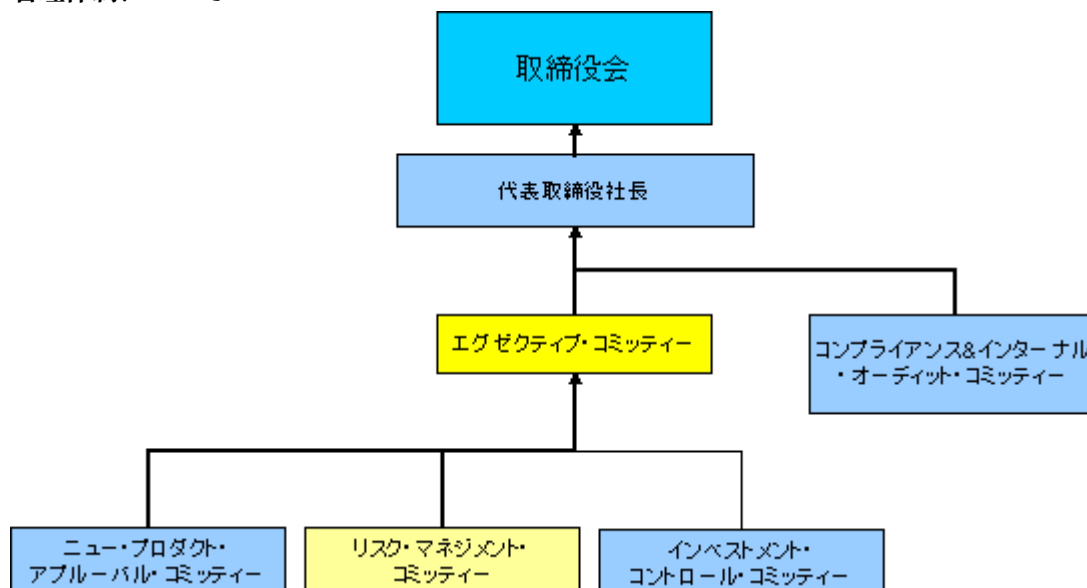
⑦その他の留意点

- 1) 当ファンドは、受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- 2) 法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- 3) ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用ができない場合があります。
- 4) 投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- 5) 当ファンドは、以下の日は取得申込み及び換金の受付を行いません。
・フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日
- 6) 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取り消すことができます。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

①リスク管理体制について



②各コミッティー等の概要

◆エグゼクティブ・コミッティー

- ・業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については、代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。
- ・毎月開催

◆リスク・マネジメント・コミッティー

- ・リスク管理（主として自己勘定及び委託会社全体に係るリスク）及び内部統制に係る事項について決議する機関です。
- ・毎月開催

◆インベストメント・コントロール・コミッティー

- ・顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、意思決定を行う決議機関です。
- ・毎月開催

◆ニュー・プロダクト・アプルーバル・コミッティー

- ・新商品の導入及び新規顧客口座開設にあたり、付随する諸問題等を導入前に検討し、導入の承認を決議する機関です。また、本コミッティーは、既存の商品及び取引等の変更についても、同様に検討し、当該変更について承認するものとします。
- ・随時開催

◆コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー

- ・法務、コンプライアンス及び監査に係る諸問題等（役職員の表彰・懲戒に係る事項を含む。）を把握し、必要な意思決定を行う決議機関です。
- ・3ヵ月毎に開催

◆コンプライアンス部

- ・法令及び諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・違反等の是正・改善及び未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライアンス部・モニタリングチームが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ・運用ガイドラインのモニター
 - ・取引の妥当性のチェック
 - ・利益相反取引のチェック

◆監査部

- ・監査部は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理態勢、リスク管理態勢の適切性、有効性の検証を行います。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】**(1) 【申込手数料】**

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- ・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※]（当該基準価額に0.5%を乗じて得た額）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.974%（税抜1.88%）を乗じて得た額とし、委託会社、受託会社及び販売会社との配分は以下の通りとします。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.945% （税抜0.90%）	0.945% （税抜0.90%）	0.084% （税抜0.08%）	1.974% （税抜1.88%）

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

②信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヶ月の終了日とします。）及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払うものとします。

③マザーファンドの運用の指図を行うディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ペー・ハーに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理及び信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）並びに受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

②委託会社は、上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受領することができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受領する際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受領する代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受領することもできます。

③上記②において、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、期中にあらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④上記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヶ月の終了日とします。）、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。なお、有価証券届出書提出日現在、上記②により定める上限は、信託財産の純資産総額に対して、年率0.10%を乗じて得た額とします。

⑤信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額、資産を外国で保有する場合の費用及び先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

①個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「②収益分配金について」をご参照下さい。）

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(i)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

③課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

以下の内容は平成20年11月末日現在施行されている税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

◆収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、10%（所得税7%及び地方税3%）の税率による源泉徴収となります。

なお、上場株式等の配当等を含めた年間の配当所得の合計額（年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除きます。）が100万円を超えると、確定申告が必要となります。その際、申告分離課税を選択した場合には、100万円以下の部分については10%（所得税7%及び地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%及び地方税5%）の税率となります。

◆一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、上場株式等を含めた年間の譲渡所得等の合計額が500万円以下の部分については10%（所得税7%及び地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%及び地方税5%）の税率となります。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

b. 法人の受益者に対する課税

＜平成21年3月31日まで＞

◆収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%(所得税のみ)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

＜平成21年4月1日以降＞

◆収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15%(所得税のみ)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

「DWS ロシア・欧州新興国株投信」

(平成20年11月28日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	21,631,099,703	100.55
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	—	△117,935,413	△0.55
合計(純資産総額)	—	21,513,164,290	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS ロシア・欧州新興国株投信・マザーファンド」

(平成20年11月28日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	イギリス	57,310,596	0.26
	オーストリア	53,049,906	0.25
	ルクセンブルク	36,500,483	0.17
	アイルランド	74,309,270	0.34
	トルコ	2,886,544,849	13.34
	チェコ	1,177,226,800	5.44
	キプロス	37,757,408	0.17
	ハンガリー	339,937,416	1.57
	ポーランド	1,075,533,850	4.97
	ロシア	12,267,863,941	56.71
	ケイマン	260,400,785	1.20
	ブルガリア	37,210,035	0.17
	カザフスタン	584,966,221	2.70
	ジャージー	84,196,776	0.39
	小 計	18,972,808,336	87.71
社債券	スイス	83,119,800	0.38
	小 計	83,119,800	0.38
投資証券	英ヴァージン諸島	201,916,083	0.93
	小 計	201,916,083	0.93
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	—	2,375,598,856	10.98
合計(純資産総額)	—	21,633,443,075	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

「DWS ロシア・欧州新興国株投信」

<評価額(全銘柄)>

(平成20年11月28日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	DWS ロシア・欧州新興国 株投信・マザーファンド	57,316,109,441	0.4496 0.3774	25,769,322,805 21,631,099,703	100.55

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

(平成20年11月28日現在)

種類	国内／外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.55
合計	—	100.55

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS ロシア・欧州新興国株投信・マザーファンド」

<評価額上位30銘柄>

(平成20年11月28日現在)

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株数)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
ロシア	株式	OA O GAZPROM SPON ADR	エネルギー	1,450,000	1,514.30 1,576.41	2,195,748,050 2,285,794,500	10.57
ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	600,000	2,961.74 3,028.61	1,777,044,000 1,817,170,800	8.40
ロシア	株式	SBERBANK RF-\$ US	銀行	19,500,000	95.54 85.26	1,863,030,000 1,662,754,275	7.69
チェコ	株式	CEZ AS	公益事業	300,000	3,684.40 3,684.40	1,105,320,000 1,105,320,000	5.11
ロシア	株式	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	電気通信サー ビス	350,000	3,098.81 2,802.18	1,084,585,819 980,765,870	4.53
トルコ	株式	TURKIYE GARANTI BANKASI	銀行	6,700,000	128.41 138.76	860,377,820 929,697,360	4.30
ロシア	株式	OA O ROSNEFT OIL CO-GDR	エネルギー	2,350,000	314.32 382.16	738,667,510 898,076,000	4.15
ロシア	株式	VIMPELCOM-SP ADR	電気通信サー ビス	825,000	1,330.87 902.85	1,097,969,565 744,853,725	3.44
ロシア	株式	JSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	素材	807,700	683.11 692.66	551,748,754 559,465,520	2.59
カザフスタン	株式	KAZMUNAIGAS EXPLORATION -GDR	エネルギー	417,500	1,003.17 1,337.56	418,823,475 558,431,300	2.58
ポーランド	株式	BANK PEKAO SA	銀行	115,000	4,164.70 3,792.04	478,941,190 436,084,600	2.02
ポーランド	株式	PKO BANK POLSKI SA	銀行	400,000	934.93 1,075.17	373,973,600 430,069,640	1.99
トルコ	株式	AKSIGORTA	保険	2,790,000	177.71 144.84	495,814,248 404,122,572	1.87
ロシア	株式	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR PREF	エネルギー	2,120,000	248.40 171.97	526,616,480 364,580,640	1.69
ロシア	株式	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	エネルギー	570,000	472.92 621.01	269,566,110 353,975,700	1.64
ハンガリー	株式	OTP BANK RT	銀行	260,000	1,490.58 1,307.45	387,550,800 339,937,416	1.57
ロシア	株式	LENENERGO-CLS	公益事業	2,790,000	95.54 119.42	266,556,600 333,195,750	1.54
ロシア	株式	MMC NORILSK NICKEL-\$	素材	45,500	6,210.10 7,069.96	282,559,550 321,683,180	1.49
ロシア	株式	NOVATEK OA O-SPONS GDR REG S	エネルギー	140,000	3,076.38 2,006.34	430,694,320 280,887,600	1.30
トルコ	株式	TURKIYE IS BANKASI-C	銀行	1,100,000	233.46 243.44	256,809,907 267,784,000	1.24
ケイマン	株式	EURASIA DRILLIN-GDR REGS-W/I	エネルギー	636,815	525.46 408.91	334,627,178 260,400,785	1.20

トルコ	株式	ENKA INSAAT VE SANAYI AS	資本財	750,000	359.07 267.78	269,305,500 200,838,000	0.93
ロシア	株式	MOBILE TELESYSTEMS-\$	電気通信サービス	513,310	458.59 377.38	235,399,859 193,714,467	0.90
ロシア	株式	GAZPROM RTS CLASSIC	エネルギー	440,000	353.49 415.59	155,539,120 182,863,560	0.85
トルコ	株式	COCA-COLA ICECEK AS	食品・飲料・タバコ	409,400	541.65 410.80	221,753,147 168,183,567	0.78
トルコ	株式	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	自動車・自動車部品	2,365,556	80.94 65.72	191,477,091 155,485,157	0.72
ロシア	株式	MECHEL OAO-ADR	素材	300,000	790.11 481.52	237,034,740 144,456,480	0.67
トルコ	株式	HACI OMER SABANCI HOLDING	各種金融	750,000	192.57 189.88	144,430,639 142,412,400	0.66
トルコ	株式	TURKIYE HALK BANKASI	銀行	560,000	245.87 247.09	137,689,664 138,371,296	0.64
トルコ	株式	TURK EKONOMI BANKASI	銀行	2,750,000	56.59 46.86	155,649,450 128,871,050	0.60

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

＜種類別及び業種別投資比率＞

（平成20年11月28日現在）

（平成20年11月28日現在）

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	34.37
		素材	7.05
		資本財	2.01
		自動車・自動車部品	0.72
		食品・生活必需品小売り	0.29
		食品・飲料・タバコ	1.09
		銀行	20.20
		各種金融	0.66
		保険	2.38
		不動産	0.25
		電気通信サービス	11.24
		公益事業	7.44
		小計	87.71
社債券	外国	公益事業	0.38
		小計	0.38
投資証券	外国	投資証券	0.93
		小計	0.93
合計			89.02

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期 (平成18年10月20日)	144,424	144,424	1.0130	1.0130
第2期 (平成19年10月22日)	83,843	90,117	1.2879	1.3842
第3期 (平成20年10月20日)	25,895	25,895	0.3945	0.3945
平成19年11月末日	85,956	—	1.2785	—
平成19年12月末日	96,208	—	1.3719	—
平成20年 1月末日	81,489	—	1.1288	—
平成20年 2月末日	87,059	—	1.1686	—
平成20年 3月末日	78,779	—	1.0655	—
平成20年 4月末日	83,537	—	1.1351	—
平成20年 5月末日	96,380	—	1.2765	—
平成20年 6月末日	88,565	—	1.1899	—
平成20年 7月末日	78,697	—	1.0783	—
平成20年 8月末日	67,176	—	0.9636	—
平成20年 9月末日	44,582	—	0.6674	—
平成20年10月末日	27,122	—	0.4146	—
平成20年11月末日	21,513	—	0.3304	—

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

②【分配の推移】

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第1期	平成18年10月20日	0.0000
第2期	平成19年10月22日	0.1000
第3期	平成20年10月20日	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期 (平成18年 2月15日～平成18年10月20日)	1.3
第2期 (平成18年10月21日～平成19年10月22日)	36.6
第3期 (平成19年10月23日～平成20年10月20日)	△69.4

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しています。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成18年2月15日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

- ①取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約※（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

- ②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ③申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

- ④申込単位は、取扱いコース毎に以下の単位とします。

コース名	申込単位
一般コース	1万口以上1万口単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

- ⑤申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

- ⑥申込代金については、原則として取得申込受付日から起算して7営業日目までに販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いただく場合があります。

- ⑦取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消等

a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申

込みの受付を制限または停止することができます。

- b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- ・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2 【換金（解約）手続等】

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付分として取扱います。

- ②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※]（当該基準価額に0.5%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

※「信託財産留保額」とは、引続きファンドを保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

- ④解約単位は、以下の通りです。

コース名	解約単位
一般コース	1万口単位
自動けいぞく投資コース	1口単位

- ⑤お手取額は、解約価額から換金にかかる所定の税金を差し引いた金額となります。

- ⑥解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

- ⑦委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記③に準じて計算された価額とします。

（注）買取請求の取扱いについては、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- ・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

＜基準価額の計算方法等について＞

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- ・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。(略称：欧新興株)

＜運用資産の評価基準及び評価方法＞

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託契約締結日（平成18年2月15日）から平成28年10月20日までとします。

ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

①当ファンドの計算期間は、毎年10月21日から翌年10月20日までとすることを原則とします。

②上記①にかかわらず、上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

①信託の終了

a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権口数が50億口を下回ることとなった場合、または、信託終了日前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、上記a. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対

して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- c. 上記b. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記a. の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c. からe. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c. の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記b. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記a. の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③関係法人との契約の更改等

a. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、当初契約日から1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

b. 投資顧問契約

契約の期間については、特段の定めはありません。ただし、90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

④運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

⑤信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

⑥委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②d. の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑦委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑪再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社

の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

②償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として、受益者の請求を受付けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

④反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要（5）その他」の「①信託の終了」、または「②信託約款の変更」のうちその内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、前記「1 資産管理等の概要（5）その他 ①信託の終了 b.」または「1 資産管理等の概要（5）その他 ②信託約款の変更 b.」に規定する公告または書面に付記します。

⑤帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第2期計算期間（平成18年10月21日から平成19年10月22日まで）については改正前の、第3期計算期間（平成19年10月23日から平成20年10月20日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成18年10月21日から平成19年10月22日まで）及び第3期計算期間（平成19年10月23日から平成20年10月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

DWS ロシア・欧州新興国株投信

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期計算期間 (平成19年10月22日現在)	第3期計算期間 (平成20年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	93,067,104,050	26,734,557,462
流動資産合計	93,067,104,050	26,734,557,462
資産合計	93,067,104,050	26,734,557,462
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,274,019,771	—
未払解約金	2,061,888,188	110,425,140
未払受託者報酬	37,745,001	30,981,490
未払委託者報酬	849,262,522	697,083,332
その他未払費用	840,000	840,000
流動負債合計	9,223,755,482	839,329,962
負債合計	9,223,755,482	839,329,962
純資産の部		
元本等		
元本	65,103,143,084	65,644,146,297
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,740,205,484	△39,748,918,797
（分配準備積立金）	12,103,964,830	7,980,573,682
元本等合計	83,843,348,568	25,895,227,500
純資産合計	83,843,348,568	25,895,227,500
負債純資産合計	93,067,104,050	26,734,557,462

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期計算期間 (自 平成18年10月21日 至 平成19年10月22日)	第3期計算期間 (自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日)
営業収益		
受取利息	17,811	—
有価証券売買等損益	34,976,463,740	△60,931,733,030
その他収益	—	4,578,571
営業収益合計	34,976,481,551	△60,927,154,459
営業費用		
受託者報酬	87,602,863	67,162,796
委託者報酬	1,971,064,386	1,511,162,670
その他費用	7,072,173	971,398
営業費用合計	2,065,739,422	1,579,296,864
営業利益又は営業損失（△）	32,910,742,129	△62,506,451,323
経常利益又は経常損失（△）	32,910,742,129	△62,506,451,323
当期純利益又は当期純損失（△）	32,910,742,129	△62,506,451,323
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	15,173,002,726	△4,815,588,394
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,859,615,962	18,740,205,484
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,747,184,496	7,809,823,758
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,747,184,496	7,809,823,758
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,330,314,606	8,608,085,110
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,330,314,606	8,608,085,110
分配金	6,274,019,771	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,740,205,484	△39,748,918,797

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第2期計算期間 (自 平成18年10月21日 至 平成19年10月22日)	第3期計算期間 (自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成19年10月20日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成19年10月22日としています。	計算期間末日の取扱い _____

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期計算期間 (平成19年10月22日現在)	第3期計算期間 (平成20年10月20日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	65,103,143,084口	65,644,146,297口
2. 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は39,748,918,797円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2879円 (12,879円)	0.3945円 (3,945円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期計算期間 (自 平成18年10月21日 至 平成19年10月22日)	第3期計算期間 (自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産に対して年率0.3%以内の額	同左
2. 分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(911,558,891円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買金(4,876,851,992円)、分配準備積立等損益(16,826,180,512円)、収益調整金(6,636,240,654円)、分配準備積立金(640,245,198円)より、分配対象収益は、25,014,225,255円(1万口当たり3,842円)であり、うち6,510,314,308円(1万口当たり1,000円)を分配金額としています。なお、当該分配金と損益及び剰余金計算書上の分配金との差額は、外国税控除額(236,294,537円)によるものです。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(25,695,100円)、収益調整金(7,954,878,582円)より、分配対象収益は、12,857,425,674円(1万口当たり1,958円)ですが、今期は分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第2期計算期間（平成19年10月22日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	93,067,104,050	22,430,102,812
合計	93,067,104,050	22,430,102,812

第3期計算期間（平成20年10月20日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	26,734,557,462	△56,631,139,065
合計	26,734,557,462	△56,631,139,065

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第2期計算期間 (平成19年10月22日現在)	第3期計算期間 (平成20年10月20日現在)
元本の推移		
期首元本額	142,564,501,635円	65,103,143,084円
期中追加設定元本額	33,380,754,560円	31,441,780,071円
期中一部解約元本額	110,842,113,111円	30,900,776,858円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	DWS ロシア・欧州新興国株投 信・マザーファンド	59,436,543,937	26,734,557,462	—
合計	—	59,436,543,937	26,734,557,462	—

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考情報）

当ファンドは「DWS ロシア・欧州新興国株投信・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「DWS ロシア・欧州新興国株投信・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(平成19年10月22日現在)	(平成20年10月20日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	—	1,629,961,403
金銭信託	310,534	820,698
コール・ローン	8,928,212,025	530,402,645
株式	79,629,596,991	23,734,492,119
カバードワラント	1,193,336,468	—
社債券	286,977,600	36,669,600
投資証券	1,492,537,267	409,485,171
派生商品評価勘定	41,621,686	4,929,701
前払金	110,978,374	—
未収入金	1,644,847,186	366,302,034
未収配当金	25,915,841	20,985,271
未収利息	102,735	6,103
流動資産合計	93,354,436,707	26,734,054,745
資産合計	93,354,436,707	26,734,054,745
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	66,689	287,606
未払金	286,977,600	—
流動負債合計	287,044,289	287,606
負債合計	287,044,289	287,606
純資産の部		
元本等		
元本	66,009,719,874	59,436,543,937
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	27,057,672,544	△32,702,776,798
元本等合計	93,067,392,418	26,733,767,139
純資産合計	93,067,392,418	26,733,767,139
負債純資産合計	93,354,436,707	26,734,054,745

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成18年10月21日 至 平成19年10月22日)	(自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、カバードワラント、社債券、投資証券、新株予約権証券につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価額提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式、カバードワラント、社債券、投資証券につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として、株式については配当落ち日に、投資証券については収益分配金の落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成19年10月22日現在)	(平成20年10月20日現在)
1. 受益権の総数	66,009,719,874口	59,436,543,937口

2.元本の欠損	－	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は32,702,776,798円です。
3.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4099円 (14,099円)	0.4498円 (4,498円)

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成19年10月22日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	79,629,596,991	16,629,590,775
カバードワラント	1,193,336,468	△50,284,583
社債券	286,977,600	0
投資証券	1,492,537,267	311,420,036
合計	82,602,448,326	16,890,726,228

(平成20年10月20日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	23,734,492,119	△43,626,597,521
社債券	36,669,600	△220,017,600
投資証券	409,485,171	△846,429,020
合計	24,180,646,890	△44,693,044,141

(デリバティブ取引に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	(自 平成18年10月21日 至 平成19年10月22日)	(自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日)
1.取引の内容	当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4.取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5.取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が運用部門担当者の承認を得て行っております。	同左

6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
-------------------------	--	----

II 取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成19年10月22日現在)			
		契約額等		時価(円)	評価損益(円)
		(円)	うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	1,717,349,893	—	1,675,794,896	41,554,997
	合計	1,717,349,893	—	1,675,794,896	41,554,997

区分	種類	(平成20年10月20日現在)			
		契約額等		時価(円)	評価損益(円)
		(円)	うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	829,387,517	—	824,745,422	4,642,095
	合計	829,387,517	—	824,745,422	4,642,095

(注) 時価の算定方法

- 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。
 - ①同計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合
は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日
に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対
顧客相場の仲値を用いております。
- 同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客相場の仲値で評
価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成19年10月22日現在)	(平成20年10月20日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	141,954,407,387円	66,009,719,874円
期中追加設定元本額	9,565,244,954円	13,367,938,311円
期中一部解約元本額	85,509,932,467円	19,941,114,248円
期末元本額	66,009,719,874円	59,436,543,937円
2.元本の内訳		

DWS ロシア・欧州新興国株投信	66,009,719,874円	59,436,543,937円
------------------	-----------------	-----------------

(3)附属明細表

①有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	EURASIA DRILLIN-GDR REGS-W/I	636,815	5.50	3,502,482.50	
	GAZPROM RTS CLASSIC	440,000	3.70	1,628,000.00	
	INTEGRA GROUP HOLDINGS-GDR	1,569,969	1.05	1,648,467.45	
	KAZMUNAIGAS EXPLORATION -GDR	417,500	10.50	4,383,750.00	
	KUZBASSRAZREZUGOL-\$	4,650,000	0.25	1,162,500.00	
	LUKOIL-SPON ADR	740,000	31.00	22,940,000.00	
	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	140,000	32.20	4,508,000.00	
	OAO GAZPROM SPON ADR	1,650,000	15.85	26,152,500.00	
	OAO ROSNEFT OIL CO-GDR	3,000,000	3.29	9,870,000.00	
	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	704,250	4.95	3,486,037.50	
	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR PREF	2,120,000	2.60	5,512,000.00	
	TATNEFT-SPONSORED GDR(EXCH-LDN)	58,650	22.74	1,333,701.00	
	TMK-GDR REG S	175,000	14.50	2,537,500.00	
	YAROSLAVNEFTEORGSIINTEZ-PFD \$	292,400	0.11	32,164.00	
	DINUR BRD	145,000	2.00	290,000.00	
	JSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	1,070,000	7.15	7,650,500.00	
	MAGNITOGORS-SPON GDR REGS	135,000	2.50	337,500.00	
	MECHEL OAO-ADR	300,000	8.27	2,481,000.00	
	MMC NORILSK NICKEL-\$	45,500	65.00	2,957,500.00	
	OJSC LSR GROUP-GDR REGS-W/I	300,000	1.00	300,000.00	
	RASPADSKAYA-CLS	1,200,000	2.15	2,580,000.00	
	SHALKIYAZINC-GDR	1,009,950	1.00	1,009,950.00	
	URALKALI-SPON GDR	200,000	18.20	3,640,000.00	
	PIK GROUP-GDR REG S	515,000	4.00	2,060,000.00	
	SYNERGY CO-CLS	55,000	51.00	2,805,000.00	
	SBERBANK RF-\$ US	19,500,000	1.00	19,500,000.00	
	AFI DEVELOPMENT-GDR REGS	380,000	2.25	855,000.00	
	RGI INTERNATIONAL LTD	562,500	0.78	438,750.00	
	CENTRAL TELECOMMUNICAT-CLS	5,200,000	0.24	1,248,000.00	
	COMSTAR UNITED TELESYST-GDR	550,000	2.25	1,237,500.00	
	MOBILE TELESYSTEMS-\$	513,310	4.80	2,463,888.00	
	SISTEMA JSFC-REG S SPONS GDR	100,000	6.00	600,000.00	
	VIMPELCOM-SP ADR	1,175,000	13.93	16,367,750.00	
	VOLGATELECOM-CLS	800,000	0.70	560,000.00	
	BASHKIRENERGO-\$US	2,000,000	0.50	1,000,000.00	
	IDGC OF CENTER AND VOLGA-CLS	381,904,620	0.003	1,451,237.55	
	LENENERGO-CLS	2,790,000	1.00	2,790,000.00	
小計				163,320,678.00	
ユーロ	CAT OIL AG	200,000	1.89	378,000.00	
小計				378,000.00	
イギリスポンド	DRAGON OIL PLC	341,279	1.43	488,028.97	
	EURASIAN NATURAL RESOURC-W/I	140,000	3.81	533,400.00	
	HIGHLAND GOLD MINING LTD	970,000	0.32	312,825.00	
小計				1,334,253.97	
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	32,306	19.30	623,505.80	
	ENKA INSAAT VE SANAYI AS	750,000	5.90	4,425,000.00	
	TEKFEN HOLDING AS	600,000	4.54	2,724,000.00	
	TURK TRAKTOR VE ZIRAAT MAKIN	360,473	5.95	2,144,814.35	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	2,400,000	1.33	3,192,000.00	
	COCA-COLA ICECEK AS	409,400	8.90	3,643,660.00	
	TURK EKONOMI BANKASI	2,750,000	0.93	2,557,500.00	
	TURKIYE GARANTI BANKASI	6,700,000	2.11	14,137,000.00	
	TURKIYE HALK BANKASI	560,000	4.04	2,262,400.00	
	TURKIYE IS BANKASI-C	600,000	3.54	2,124,000.00	
	AKSIGORTA	2,790,000	2.92	8,146,800.00	

小計	ANADOLU HAYAT EMEKLILIK	1,428,571	1.65	2,357,142.15	
チェココルナ	CEZ AS	300,000	755.00	48,337,822.30	
小計				(3,267,636,787)	
ハンガリーフォリント	OTP BANK RT	260,000	3,150.00	226,500,000.00	
小計				226,500,000.00	
ポーランドズロチ	POL-AQUA SA	150,030	40.98	(1,241,220,000)	
	BANK PEKAO SA	150,000	127.40	819,000,000.00	
	PKO BANK POLSKI SA	725,000	28.60	819,000,000.00	
小計				(420,802,200)	
ブルガリアレフ	BULGARIAN AMERICAN CREDIT BA	66,666	23.00	6,148,229.40	
小計				19,110,000.00	
				20,735,000.00	
				45,993,229.40	
				(1,773,958,857)	
				1,533,318.00	
				1,533,318.00	
				(107,516,258)	
合計				23,734,492,119	
				(23,734,492,119)	

(イ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額/口数	評価額	備考
社債券	アメリカドル	UBS AG PERLES ON A BASKET OF SHARES	30,000,000.00	360,000.00	
	小計			360,000.00	
				(36,669,600)	
投資証券	アメリカドル	RENFIN LIMITED-A	79,696	2,390,880.00	
	小計	RENSHARES UTILITIES-RENGEN	922,795	1,629,198.26	
				4,020,078.26	
				(409,485,171)	
	合計			446,154,771	
				(446,154,771)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入社債券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 37銘柄	62.2%	—	—	
	社債券 1銘柄	—	0.1%	—	70.6%
	投資証券 2銘柄	—	—	1.5%	
ユーロ	株式 1銘柄	0.2%	—	—	0.2%
イギリスポンド	株式 3銘柄	0.9%	—	—	1.0%
トルコリラ	株式 12銘柄	12.2%	—	—	13.5%
チェココルナ	株式 1銘柄	4.6%	—	—	5.1%
ハンガリーフォリント	株式 1銘柄	1.6%	—	—	1.7%
ポーランドズロチ	株式 3銘柄	6.6%	—	—	7.4%
ブルガリアレフ	株式 1銘柄	0.4%	—	—	0.5%

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2)注記表（デリバティブ取引に関する注記） II 取引の時価等に関する事項で記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「DWS ロシア・欧州新興国株投信」

(平成20年11月28日現在)

I 資産総額	21,631,099,703円
II 負債総額	117,935,413円
III 純資産総額(I - II)	21,513,164,290円
IV 発行済数量	65,103,189,490口
V 1 単位当たり純資産額(III/IV)	0.3304円

(参考情報)

「DWS ロシア・欧州新興国株投信・マザーファンド」

(平成20年11月28日現在)

I 資産総額	21,667,292,807円
II 負債総額	33,849,732円
III 純資産総額(I - II)	21,633,443,075円
IV 発行済数量	57,316,109,441口
V 1 単位当たり純資産額(III/IV)	0.3774円

第5 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期 (平成18年 2月15日～平成18年10月20日)	160,715,812,521	18,151,310,886
第2期 (平成18年10月21日～平成19年10月22日)	33,380,754,560	110,842,113,111
第3期 (平成19年10月23日～平成20年10月20日)	31,441,780,071	30,900,776,858

(注) 設定数量には、当初設定数量を含みます。

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

①資本金の額

2,328百万円(平成20年11月末日現在)

②発行する株式の総数

200,000株(平成20年11月末日現在)

③発行済株式総数

46,560株(平成20年11月末日現在)

④最近5年間における資本金の額の増減

平成17年10月31日 資本金を金1,248百万円から金1,998百万円へ増額

平成18年12月20日 資本金を金1,998百万円から金2,328百万円へ増額

(2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役会をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数はそれぞれ3名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役会は、監査役全員で組織され、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

①四半期毎に行われる投資戦略会議において、委託会社の海外拠点からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

②運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

③承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

④売買の執行は、運用指図権を持つ運用担当者から独立したトレーダーが行います。その際、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループのアジア地域の運用拠点であるシンガポールへ当該業務の委託を行うことがあります。

⑤コンプライアンス部モニタリング・チームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

⑥インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。

⑦運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析すると共に、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

⑧コンプライアンス部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うと

もに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成20年11月末日現在、委託会社の運用するファンドは68本、純資産総額は453,903百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	45,156百万円
	追加型	株式投資信託	39本	264,803百万円
私募	単位型	公社債投資信託	3本	1,676百万円
	追加型	株式投資信託	25本	142,269百万円
合計額			68本	453,903百万円

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年総理府令第129号)により作成しており、当事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号))により作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 監査証明について

当社は、前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

	第23期 (平成19年3月31日現在)			第24期 (平成20年3月31日現在)		
	金額		構成比	金額		構成比
(資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
I 流動資産						
1 預金 ※ 2		1,802,598			2,154,472	
2 前払費用		40,043			42,854	
3 未収入金		15,298			—	
4 未収委託者報酬		2,303,871			3,406,055	
5 未収投資顧問料		593,412			—	
6 未収運用受託報酬		—			201,729	
7 未収投資助言報酬		—			197,166	
8 未収収益		116,245			178,631	
9 繰延税金資産		—			224,664	
10 立替金 ※ 2		55,845			148,320	
11 その他流動資産		—			2,624	
流動資産合計		4,927,316	99.0		6,556,518	99.2
II 固定資産						
1 無形固定資産 ※ 1						
(1) ソフトウェア		6,275			1,795	
無形固定資産合計		6,275	0.1		1,795	0.0
2 投資その他の資産						
(1) 長期差入保証金		25,000			25,000	
(2) 敷金		15,409			24,696	
(3) その他		1,000			—	
投資その他の資産合計		41,409	0.9		49,696	0.8
固定資産合計		47,685	1.0		51,492	0.8
資産合計		4,975,001	100.0		6,608,010	100.0

	第23期 (平成19年3月31日現在)			第24期 (平成20年3月31日現在)		
	金額		構成比	金額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(負債の部)						
I 流動負債						
1 預り金		66,735			85,020	
2 未払金						
(1) 未払収益分配金	3			2,503		
(2) 未払償還金	1,508			1,508		
(3) 未払手数料	1,155,920			1,739,478		
(4) その他未払金	2,547	1,159,979		5,146	1,748,637	
3 未払費用	※ 2	1,841,240			1,585,202	
4 未払法人税等		18,948			17,782	
5 賞与引当金		176,561			69,967	
6 未払消費税等		93,026			132,481	
7 その他流動負債		—			3,956	
流動負債合計		3,356,492	67.4		3,643,048	55.1
II 固定負債						
1 退職給付引当金		488,859			792,135	
2 長期未払費用		290,768			310,355	
固定負債合計		779,628	15.7		1,102,491	16.7
負債合計		4,136,120	83.1		4,745,539	71.8
(純資産の部)						
I 株主資本						
1 資本金		2,328,000	46.8		2,328,000	35.2
2 資本剰余金						
資本準備金		1,080,000			1,080,000	
資本剰余金合計		1,080,000	21.7		1,080,000	16.3
3 利益剰余金						
その他利益剰余金		△2,569,118			△1,545,529	
繰越利益剰余金		△2,569,118			△1,545,529	
利益剰余金合計		△2,569,118	△51.6		△1,545,529	△23.3
株主資本合計		838,881	16.9		1,862,470	28.2
純資産合計		838,881	16.9		1,862,470	28.2
負債・純資産合計		4,975,001	100.0		6,608,010	100.0

(2) 【損益計算書】

	第23期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
	金額		百分比	金額		百分比
I 営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
1 委託者報酬		6,761,259			13,122,698	
2 投資顧問料		1,152,248			—	
3 運用受託報酬		—			882,950	
4 投資助言報酬		—			240,231	
5 その他営業収益		384,188			515,253	
営業収益計		8,297,695	100.0		14,761,134	100.0
II 営業費用						
1 支払手数料		3,006,056			6,260,708	
2 広告宣伝費		319,696			719,517	
3 公告費		245			245	
4 受益証券発行費		4,253			—	
5 調査費		1,401,271			1,587,963	
(1) 調査費	75,244			145,596		
(2) 委託調査費	1,088,359			1,164,143		
(3) 情報機器関連費 ※2	237,667			278,223		
6 委託計算費		37,325			47,466	
7 営業雑経費		72,163			261,134	
(1) 通信費	10,699			9,025		
(2) 印刷費	42,995			235,927		
(3) 協会費	6,023			5,974		
(4) 諸会費	1,142			1,085		
(5) 諸経費	11,303			9,121		
営業費用計		4,841,010	58.3		8,877,035	60.1

	第23期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
	金額		百分比	金額		百分比
III 一般管理費	千円	千円	%	千円	千円	%
1 給料		1,751,281			2,048,365	
(1) 役員報酬 ※ 1	51,349			55,289		
(2) 給料・手当	1,142,878			1,131,861		
(3) 賞与	557,053			861,214		
2 交際費		62,060			167,754	
3 寄附金		—			10,261	
4 旅費交通費		77,385			101,673	
5 租税公課		22,150			22,206	
6 不動産賃借料		277,024			321,205	
7 退職給付費用		267,662			370,773	
8 固定資産減価償却費		8,928			4,876	
9 福利厚生費 ※ 2		225,769			300,086	
10 業務委託費 ※ 2		1,743,214			1,501,143	
11 退職金		—			7,703	
12 諸経費 ※ 2		144,934			155,010	
一般管理費計		4,580,411	55.2		5,011,062	33.9
営業利益又は 営業損失(△)		△1,123,726	13.5		873,035	5.9
IV 営業外収益						
1 その他 ※ 2	5,830			1,201		
営業外収益計		5,830	0.0		1,201	0.0
V 営業外費用						
1 為替差損	60,109			61,837		
2 その他	3,203			9,340		
営業外費用計		63,313	0.7		71,177	0.5
経常利益又は 経常損失(△)		△1,181,209	14.2		803,060	5.4
VI 特別利益						
1 グループ再編受入金	180,268			—		
特別利益計		180,268	2.1		—	—
VII 特別損失						
1 リストラ関連費用 ※ 3	50,928			—		
特別損失計		50,928	0.6		—	—
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)		△1,051,869	12.7		803,060	5.4
法人税、住民税及び 事業税		5,310	0.0		4,135	0.0
法人税等調整額		—	—		△224,664	△1.5
当期純利益又は 当期純損失(△)		△1,057,179	12.7		1,023,589	6.9

(3) 【株主資本等変動計算書】

第23期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他 利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年 3月31日残高	1,998,000	750,000	△1,511,939	1,236,060	1,236,060
事業年度中の変動額					
新株の発行	330,000	330,000		660,000	660,000
当期純損失			△1,057,179	△1,057,179	△1,057,179
事業年度中の変動額合計	330,000	330,000	△1,057,179	△397,179	△397,179
平成19年 3月31日残高	2,328,000	1,080,000	△2,569,118	838,881	838,881

第24期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成19年 3月31日残高	2,328,000	1,080,000	△2,569,118	838,881	838,881
事業年度中の変動額					
当期純利益			1,023,589	1,023,589	1,023,589
事業年度中の変動額合計	—	—	1,023,589	1,023,589	1,023,589
平成20年 3月31日残高	2,328,000	1,080,000	△1,545,529	1,862,470	1,862,470

重要な会計方針

	第23期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、 自社利用のソフトウェアについては、 社内における見込利用可能期間 (5年)に基づく定額法を採用して おります。	(1) 無形固定資産 同左
2 デリバティブ取引の評価 基準および評価方法	————	時価法を採用しております。
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率に より、貸倒懸念債権については個別 に回収可能性を勘案し、回収不能見 込額を計上しております。 但し、当事業年度の計上額はあり ません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当期負担額を計上し ております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、 当事業年度末における退職給付債務 および年金資産の見込額に基づき、 当事業年度において発生していると 認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(283,741 千円)については15年による均等額 を費用処理しておりましたが、平成 18年3月期のリストラの実施による 従業員の大量退職に伴い、終了部分 に対応する金額(83,930千円)を一時 償却したため、未処理額を残存年数 により均等に費用処理してござい ます。数理計算上の差異は、その発生時 における従業員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数(5年)による定額 法により按分した額をそれぞれ発生 の翌事業年度から費用処理すること としております。 また、役員の退職時に支出が予測 される役員退職慰労金支払に備える ため、内規に基づく期末要支給額を 退職給付引当金に含めて計上して おります。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左
4 外貨建資産及び負債の本 邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、期末決算 日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理して おります。	同左

	第23期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 リース取引の処理方法	—————	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6 その他財務諸表のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の処理方法 同左

会計処理の変更

第23期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、838,881千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の「純資産の部」については改正後の財務諸表等規則により作成しております。	-----

表示方法の変更

第23期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
-----	金融商品取引法の施行及び投資運用業等統一経理基準(旧 投資顧問業統一経理基準の制定について)の改正に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬および投資顧問(助言)契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ478,694千円、114,718千円であります。 (損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託契約および投資顧問(助言)契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」および「投資助言報酬」はそれぞれ、929,495千円、222,752千円であります。 なお、上記変更は、当該改正が当下半期に行われたため、当下半期に行っており、当中間会計期間は従来の方法によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 (平成19年3月31日現在)	第24期 (平成20年3月31日現在)
※1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 43,743千円	※1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 48,620千円
※2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 321,375千円 未払費用 243,492千円	※2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 732,977千円 立替金 1,480千円 未払費用 241,209千円

(損益計算書関係)

第23期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 役員報酬の限度額は次の通りであります。 取締役 年額 600,000千円以内 監査役 年額 20,000千円以内	※1 —————
※2 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 3,193千円 業務委託費 215,133千円 諸経費 551千円 その他営業収益 484千円	※2 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 5,480千円 福利厚生費 4,211千円 業務委託費 568,591千円
※3 前期の大量退職等に伴う割増退職金等の費用であります。	

(リース取引関係)

第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)																														
-----	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額 <table><thead><tr><th></th><th>器具備品</th><th>建物附属 設備</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>取得価額 相当額</td><td>466,660</td><td>626,567</td><td>1,093,228千円</td></tr><tr><td>減価償却 累計額相当額</td><td>295,793</td><td>239,674</td><td>535,467千円</td></tr><tr><td>期末残高 相当額</td><td>170,867</td><td>386,892</td><td>557,760千円</td></tr></tbody></table> ② 未経過リース料期末残高相当額 <table><tbody><tr><td>未経過リース料期末残高相当額</td><td></td></tr><tr><td>1 年以内</td><td>110,667千円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>565,821千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>676,488千円</td></tr></tbody></table> ③ 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額 <table><tbody><tr><td>支払リース料</td><td>81,324千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>63,511千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>7,219千円</td></tr></tbody></table> ④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。 利息相当額の算定方法 ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法につい ては、利息法によっております。		器具備品	建物附属 設備	合計	取得価額 相当額	466,660	626,567	1,093,228千円	減価償却 累計額相当額	295,793	239,674	535,467千円	期末残高 相当額	170,867	386,892	557,760千円	未経過リース料期末残高相当額		1 年以内	110,667千円	1 年超	565,821千円	合計	676,488千円	支払リース料	81,324千円	減価償却費相当額	63,511千円	支払利息相当額	7,219千円
	器具備品	建物附属 設備	合計																												
取得価額 相当額	466,660	626,567	1,093,228千円																												
減価償却 累計額相当額	295,793	239,674	535,467千円																												
期末残高 相当額	170,867	386,892	557,760千円																												
未経過リース料期末残高相当額																															
1 年以内	110,667千円																														
1 年超	565,821千円																														
合計	676,488千円																														
支払リース料	81,324千円																														
減価償却費相当額	63,511千円																														
支払利息相当額	7,219千円																														

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

第23期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
-----	(1) 取引の内容及び利用目的等 当社は通常の取引範囲内における外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために為替予約取引を行っております。 (2) 取引に対する取組方針 当社は外貨建取引に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。 (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引には、為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、為替予約取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の不履行によるいわゆる信用リスクは限定的と判断しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 為替予約取引の実行及び管理は、経理部が行っており、取引結果については経理部が定期的に取締役及び各部長に報告することにより取引状況の管理が行われております。

2 取引の時価等に関する事項

第23期(平成19年3月31日現在)

該当なし

第24期(平成20年3月31日現在)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(1) 通貨関連

種類	契約額等(千円)	契約額等のうち 一年超(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
為替予約取引				
売建	—	—	—	—
買建	485,662	—	481,705	△3,956
合計	485,662	—	481,705	△3,956

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっております。

（退職給付関係）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の退職金制度を有しております。平成4年12月より、この退職金制度の100%について適格退職年金制度を採用しております。また、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

2 退職給付債務及びその内訳

(単位：千円)

	第23期 (平成19年3月31日現在)	第24期 (平成20年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	△297,223	△280,690
(2) 年金資産	22,744	104,118
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	△274,479	△176,571
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	76,723	67,133
(5) 未認識数理計算上の差異	89,328	△5,852
(6) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)	△108,426	△115,291
(7) 特別退職慰労引当金	△380,432	△676,844
(8) 退職給付引当金(6)+(7)	△488,859	△792,135

3 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	第23期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
退職給付費用		
(1) 勤務費用	73,581	108,222
(2) 利息費用	5,980	8,723
(3) 期待運用収益(減算)	485	1,117
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	9,590	9,590
(5) その他(退職給付債務の対象外の退職費用)	199,393	235,633
(6) 数理計算上の差異の費用処理額	△20,398	9,721

4 退職給付債務の計算基礎

	第23期 (平成19年3月31日現在)	第24期 (平成20年3月31日現在)
(1) 割引率	2.20%	2.10%
(2) 期待運用収益率	1.70%	1.50%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 会計基準変更時差異の処理年数	15年	15年
(5) 数理計算上の差異の処理年数	5年	5年

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第23期 (平成19年3月31日現在)	第24期 (平成20年3月31日現在)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入否認額	71,860千円	41,381千円
未払費用否認額	869,152千円	767,641千円
未払事業税	5,476千円	7,122千円
退職給付引当金損金算入否認額	198,965千円	306,701千円
繰越欠損金	1,030,922千円	533,102千円
その他	13,277千円	17,202千円
繰延税金資産小計	2,189,652千円	1,673,149千円
評価性引当金	△2,189,652千円	△1,448,485千円
繰延税金資産合計	一千円	224,664千円
繰延税金資産の純額	一千円	224,664千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第23期 (平成19年3月31日現在)	第24期 (平成20年3月31日現在)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
交際費否認額	△2.4%	13.7%
役員賞与否認額	△10.4%	8.4%
評価性引当金	△27.9%	△92.3%
住民税均等割	△0.5%	0.5%
その他	—	1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.5%	△27.5%

(関連当事者との取引)

第23期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職 業	議決権 等の 被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,317,210 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 100%	なし	資金預入、サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメントサービスの提供 *3 IT、管理部門サービス	— 167,387 47,745	預金 未払費用	321,375 243,492
親会社の子会社	DWS Finanz-Service GmbH	ドイツ フランクフルト	5,000 千ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*6 委託調査	630,461	未払費用	265,051
親会社の子会社	Deutsche Investment Management Americas Inc. *7	米国 ニューヨーク	10 ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入 *5 その他営業収益 *3 IT、管理部門サービス *6 委託調査	42,867 80,658 56,516 108,260	未収投資顧問料 未収収益 未払費用	26,062 36,242 84,281
親会社の子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国 ニューヨーク	3,627,308 千ドル	銀行業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入	109,165	未収投資顧問料	80,710
親会社の子会社	DB Investment Managers, Inc.	米国 ウィルミントン	650 ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入	44,212	未収投資顧問料	20,346
親会社の子会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*5 その他営業収益	184,537	未収収益	9,681
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Australia) Limited	オーストラリア シドニー	5 豪ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*5 その他営業収益	65,758	未収収益	28,304
親会社の子会社	Deutsche Asset Management, Inc *7	米国 ウィルミントン	40 千ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入	72,604	—	—
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	中国香港特別行政区	238,600 千香港ドル	投資顧問業	なし	1名	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入	158,855	未収投資顧問料	159,772
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Asia) Limited	シンガポール	65,650 千SGドル	投資顧問業	なし	1名	投資顧問契約サービスの提供	*2 マネージメントサービス	450,231	未払費用	262,392
親会社の子会社	Deutsche Group Services Pty Limited	オーストラリア シドニー	110 豪ドル	サービス業	なし	なし	サービスの提供	*2 マネージメントサービス	174,430	未払費用	17,385
親会社の子会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルグ	30,667 千ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入	82,798	未収投資顧問料	21,287
親会社の子会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*2 マネージメントサービス	72,039	未払費用	87,757

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 等の 被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	Deutsche Asset Management International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	投資顧問 契約 サービスの 提供	*6 委託調査	71,443	未払費用	47,595
親会社 の子会社	ドイツ銀不動産有限会社	東京都 千代田区	46 百万円	サービ ス業	なし	なし	サービスの 提供	*3 IT、管理部 門サービス *6 不動産賃借 料	39,097 276,028	—	—
親会社 の子会社	ドイツ証券株式会社	東京都 千代田区	55,603 百万円	証券業	なし	1名	サービスの 提供	*3 IT、管理部 門サービス *2 マネージメ ントサービ ス	623,195 15,949	未払費用	322,424
親会社 の子会社	DTB有限会社	東京都 千代田区	10 百万円	投資業	なし	なし	事業縮小 に伴う一 部従業員の受入	グループ再編 受入金	180,268	—	—
親会社 の子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited *8	英国 ロンドン	6,000 千ポンド	投資 顧問業	なし	なし	投資顧問 契約 サービスの 提供	*4 投資顧問収 入	178,472	未収投資 顧問料	153,373

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約ないし当局の承認に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- *4 当該会社との投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された投資顧問料を受取っております。
- *5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。
- *7 Deutsche Asset Management, Inc は、2007年1月1日をもってDeutsche Investment Management Americas Inc.に吸収合併されております。
- *8 Deutsche Asset Management(UK)Limitedは、2006年12月17日よりDB Absolute Returns Strategies Limitedより社名を変更しております。

第24期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職 業	議決権 等の 被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,357,824 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 100%	なし	資金預入、サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメントサービス *3 IT、管理部門サービス	— 484,665 89,406	預金 未払費用	732,977 241,209
親会社の子会社	ドイツ証券株式会社	東京都千代田区	63,728 百万円	証券業	なし	1名	サービスの提供	*3 IT、管理部門サービス	601,601	未払費用	468,476
親会社の子会社	DWS Finanz-Service GmbH	ドイツ フランクフルト	5,000 千ユーロ	投資運用業	なし	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*6 委託調査	549,527	未払費用	145,615
親会社の子会社	RREEF Limited	英国 ロンドン	1,822 千ポンド	投資運用業	なし	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*5 その他営業収益	133,146	未収収益	84,329
親会社の子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国 ニューヨーク	3,627,308 千ドル	銀行業	なし	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬 *5 その他営業収益	31,891 94,020 59,798	未収収益	138,601
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	21,000 千ポンド	投資運用業	なし	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*4 投資助言報酬 *4 運用受託報酬	81,784 26,495	未収収益	111,000

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約ないし当局の承認に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- *4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された運用受託報酬、投資助言報酬を受取っております。
- *5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

(1 株当たり情報)

項目	第23期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 株当たり純資産額	18,017円20銭	40,001円51銭
1 株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)	△25,288円95銭	21,984円30銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため、記述しておりません。

2 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	第23期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△1,057,179	1,023,589
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株主に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△1,057,179	1,023,589
期中平均株式数	41,804	46,560

[次へ](#)

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
預金		2,309,203
前払費用		51,034
未収委託者報酬		3,040,186
未収運用受託報酬		219,659
未収投資助言報酬		313,576
未収収益		129,049
繰延税金資産		224,664
立替金		73,911
流動資産計		6,361,284
固定資産		
無形固定資産	※1	11,212
投資その他の資産		297,869
固定資産計		309,082
資産合計		6,670,367
負債の部		
流動負債		
預り金	※2	107,309
未払金		
未払収益分配金		3
未払償還金		1,508
未払手数料		1,557,386
その他未払金		42
未払費用		1,590,973
未払法人税等		18,992
賞与引当金		250,914
その他流動負債		35,851
流動負債計		3,562,982
固定負債		
退職給付引当金		870,670
長期未払費用		177,592
固定負債計		1,048,263
負債合計		4,611,245
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,328,000
資本剰余金		
資本準備金		1,080,000
資本剰余金計		1,080,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△	1,348,878
利益剰余金計	△	1,348,878
株主資本計		2,059,121
純資産合計		2,059,121
負債・純資産合計		6,670,367

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成20年4月1日	
至 平成20年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	6,285,041
運用受託報酬	258,647
投資助言報酬	207,576
その他営業収益	193,788
営業収益計	6,945,053
営業費用	
支払手数料	3,015,794
その他営業費用	1,201,135
営業費用計	4,216,929
一般管理費	※1 2,217,037
営業利益	511,086
営業外収益	※2 1,231
営業外費用	※3 1,198
経常利益	511,119
特別損失	※4 311,726
税引前中間純利益	199,393
法人税、住民税及び事業税	2,742
法人税等合計	2,742
中間純利益	196,651

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		2,328,000
当中間期末残高		2,328,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		1,080,000
当中間期末残高		1,080,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		△ 1,545,529
当中間期変動額		
中間純利益		196,651
当中間期変動額合計		196,651
当中間期末残高		△ 1,348,878
株主資本合計		
前期末残高		1,862,470
当中間期変動額		
中間純利益		196,651
当中間期変動額合計		196,651
当中間期末残高		2,059,121
純資産合計		
前期末残高		1,862,470
当中間期変動額		
中間純利益		196,651
当中間期変動額合計		196,651
当中間期末残高		2,059,121

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異(283,741千円)については15年による均等額を費用処理しておりますが、平成18年3月期のリストラの実施による従業員の大量退職に伴い、終了部分に対応する金額(83,930千円)を一時償却したため、未処理額を残存年数により均等に費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
(リース取引に関する会計基準等) 当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。 なお、これに伴う当中間会計期間の損益への影響はありません。 また、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
※1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
ソフトウェア	36,478千円
※2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「預り金」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※1 減価償却実施額 無形固定資産	582千円
※2 営業外収益の主要項目 為替差益	1,231千円
※3 営業外費用の主要項目 雑損失	1,198千円
※4 特別損失の主要項目 投資有価証券減損処理額	252,150千円
過年度損益修正損	59,576千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	46,560	—	—	46,560

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)			
ファイナンス・リース取引			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	465,409 千円	626,567 千円	1,091,977 千円
減価償却累計額相当額	313,601 千円	256,990 千円	570,591 千円
中間期末残高相当額	151,808 千円	369,577 千円	521,385 千円
2. 未経過リース料中間期末残高相当額			
1 年以内	104,045 千円		
1 年超	513,812 千円		
合計	617,857 千円		
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料	46,521 千円		
減価償却費相当額	36,085 千円		
支払利息相当額	3,353 千円		
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(有価証券取引関係)

当中間会計期間末(平成20年9月30日)

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
その他有価証券			
その他	247,850	247,850	-
計	247,850	247,850	-

- (注) 1. 「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。
2. 当中間会計期間において減損処理を行い、252,150千円の減損処理額を計上しております。
- なお、減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ、50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成20年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

種類	契約額等（千円）	契約額等のうち 一年超 （千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
為替予約取引				
売建	-	-	-	-
買建	731,441	-	696,210	△ 35,230
合計	731,441	-	696,210	△ 35,230

(注) 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1株当たり純資産額	44,225 円12銭
1株当たり中間純利益	4,223 円61銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記述しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
中間純利益(千円)	196,651
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純利益(千円)	196,651
期中平均株式数	46,560

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1. 投資有価証券の売却	当社は、平成20年9月29日、平成20年10月29日及び平成20年11月27日開催の取締役会の決議を経て、保有する投資有価証券を平成20年10月9日から平成20年12月11日にかけて全て売却いたしました。 (1) 売却の理由 シードマネーとしての目的を達成したことに伴う売却 (2) 売却の内容 銘柄：DWS ロシア株式ファンド 売却金額：128,435千円 売却損：119,414千円 (3) 売却の方法 通常の解約手続きによる
2. 従業員の削減について	当社は、事業を効率化し、市場環境の変化に適応するために、平成20年12月までに約15%の従業員の削減を進めてまいりました。従業員の自主退職に伴う特別退職金支給額は約130百万円を見込んでおり、平成21年3月期に特別損失として計上する予定です。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟その他重要事項

本書提出日現在、委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

①受託会社

名 称	りそな信託銀行株式会社
資本金の額	10,000百万円（平成20年9月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名 称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額	51,000百万円(平成20年9月末日現在)
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要	受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

②販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円 (平成20年11月末日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

③投資顧問会社

名 称	ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ペー・ハー
資本金の額	500万ユーロ（約6.2億円）（平成20年3月末現在）
事業の内容	内外の有価証券等に係る投資顧問業及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成20年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.22円）によります。

2 【関係業務の概要】**①受託会社**

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

②販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

③投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図等を行います。

3 【資本関係】

委託会社及び投資顧問会社の最終的な親会社は、ドイツ銀行です。

第3 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成20年1月18日 有価証券報告書

平成20年1月18日 有価証券届出書

平成20年7月18日 半期報告書

平成20年7月18日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年11月27日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS ロシア・欧州新興国株投信の平成19年10月23日から平成20年10月20日までの 計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS ロシア・欧州新興国株投信の平成20年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 林 秀 行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 林 秀 行 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年10月9日から平成20年12月11日にかけて全ての投資有価証券を売却し、119,414千円の売却損が発生している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年12月までに従業員の削減を進めており、平成21年3月期に特別退職支給金として約130百万円を特別損失として計上する予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年12月18日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS ロシア・欧州新興国株投信の平成18年10月21日から平成19年10月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS ロシア・欧州新興国株投信の平成19年10月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 林 秀 行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。